

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）として、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員（その家事又は育児を支援する者をいう。）が訪問し、家事、育児等の支援を実施することにより、家庭及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、藤井寺市とし、事業の目的を効果的に達成するため、事業の全部又は一部を家事援助・育児援助を行う事業者等（以下「事業者等」という。）に委託して実施するものとする。

(対象家庭等)

第3条 事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に住所を有し、かつ、18歳未満の子ども（以下「児童」という。）を養育している家庭で、次に掲げる要件のいずれにも該当する家庭とする。

(1) 児童、保護者又は妊婦からの相談又は庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市長が認めるもので、次のいずれかに該当する家庭

ア 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

イ 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある家庭

ウ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦のいる家庭

エ その他、事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める家庭

(2) 介護保険、障害福祉サービス等の公的制度（以下「公的制度」という。）による家事・育児支援が利用対象外の家庭、公的制度では事業の目的が達成できない家庭又は公的制度利用開始までの間に一時的な援助が必要な家庭

(事業の内容)

第4条 この事業は、対象家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものを支援することにより行うものとする。

(1) 次に掲げる家事に関すること。

ア 食事の世話（介助を除く。）

イ 住居の清掃（家具の移動、大規模な清掃等を除く。）

ウ 身の回りの世話（介助を除く。）

エ 生活必需品等の買物

オ その他特に市長が必要と認めた家事

(2) 次に掲げる育児に関すること。ただし、保護者が不在の際の児童の預かりを除く。

- ア 授乳・食事の世話
- イ おむつ交換、排せつの介助
- ウ 衣服の着脱の介助
- エ 入浴（もく浴）の介助
- オ その他特に市長が必要と認めた育児

2 前項の支援は、原則、保護者の在宅時に行うものとする。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ないときは、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

3 伝染病等感染症のおそれのある者が家庭にいる場合等、適切な支援が困難であると市長が認めるときは、第1項の支援を実施しない。

（派遣の期間等）

第5条 訪問支援員の派遣を行う期間は、原則として、1世帯当たり3か月を基本とし、48時間（以下「限度時間数」という。）を限度とし、1日当たり1時間を単位として2時間以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 訪問支援員の派遣を行う日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く、月曜日から土曜日のうち、事業者等が派遣可能な曜日とする。

3 訪問支援員の派遣を行う時間帯は、午前9時から午後6時までのうち、事業者等が派遣可能な時間帯とする。

（事業の実施の依頼及び利用の申請）

第6条 関係機関は、事業の実施を市長へ依頼するときは、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施依頼書（様式第1号）に訪問支援個票（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

2 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請者の同意を得て、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 別表第1の階層区分第1に該当する場合は、当該事実を明らかにする書類

（派遣の決定等）

第7条 市長は、前条の依頼を受けたときは、その内容を審査し、次条に規定するケース検討会議において検討を行い、訪問支援の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を認めるときは藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣承認決定通知書（様式第4号）により、事業の利用を認めないときは藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣不承認決定通知書（様式第5号）により速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、訪問支援計画書（様式第6号）を作成

し、当該事業者等に対し、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施票（様式第7号）を交付するものとする。

（ケース検討会議）

第8条 市長は、対象家庭に対する具体的な支援の方法等を検討するため、必要に応じ、次に掲げる者をもって構成するケース検討会議を開催する。

- (1) 子育て支援課職員のうち、子育て支援課長が指名する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業の実施に関わる者で、市長が必要と認めるもの

2 ケース検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 事業の開始及び終了に関すること。
- (2) 対象家庭への支援計画の作成に関すること。
- (3) 事業の効果についての評価に関すること。

（訪問支援の実施及び報告）

第9条 訪問支援者は、支援計画に基づき、訪問支援を行うものとする。

2 訪問支援者は、訪問支援を行うときは、訪問支援の内容に応じて、関係機関との連携を図るものとする。

3 訪問支援者は、対象家庭を訪問するときは本人確認できる書類を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

4 訪問支援者は、訪問支援の内容について、訪問支援報告書（様式第8号）を作成し、市長へ報告するものとする。

5 市長は、前項の報告書により対象家庭の現状を把握し必要と認めるときは、再度ケース検討会議を開催し、支援計画の見直しを行うものとする。

6 市長は、支援計画に基づく支援が終了する場合において、ケース検討会議を開催し、対象家庭に対する他の必要な支援体制を検討し、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保するものとする。

（利用者負担額等）

第10条 第7条第2項の規定により派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該決定に基づく派遣を受けたときは、その属する世帯の区分に応じて、別表第1に規定する利用者負担額を負担するものとする。

2 利用者は、前項の規定による利用者負担額を事業者等に支払うものとする。

3 利用者は、訪問支援員が生活必需品等の買物その他の支援に当たり実費（移動のための交通費等を含む。）を要する場合は、訪問支援員に当該実費相当分をその都度支払うものとする。

（委託料）

第11条 市長は、事業者等に対し、この事業の実施に要する費用として、別表第1の区分に応じ、これに対応する公費負担額を支払うものとする。

（利用状況の変更等）

第12条 利用者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに当該事業者等に連絡しな

ければならない。

2 前項の変更のうち、日程を変更し、又は派遣を中止する場合は、当該派遣日の前日（その日が第5条第2項に規定する休日に当たるときは、その直前の休日でない日。以下同じ。）の午後5時までに当該事業者等に連絡するものとする。

3 前項の期限を経過した後に日程が変更され、又は利用が中止された場合において、当該日程の変更又は利用の中止が利用者の都合によるものであるときは、利用者は、別表第2に規定する利用者負担額を当該事業者等に支払うものとする。この場合において、当該変更され、又は中止された時間数は、限度時間数から控除するものとする。

（利用承認の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正な手段により派遣を受けた場合
- (2) その他市長が派遣を適当でないとした場合

（訪問支援員の選定等）

第14条 訪問支援員は、家事又は育児に関する支援を適切に実行する能力を有する者でなければならない。

（秘密の保持）

第15条 訪問支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 10 条・第 11 条関係）

階層区分	世帯の区分	公費負担額 (1 時間当たり)	利用者負担額 (1 時間当たり)
第 1	生活保護法（昭和 25 年法律 第 144 号）の規定による被 保護世帯、市町村民税非課税 世帯及び市町村民税額 77, 101 円未満の世帯	事業者等が提示した金額 から利用者負担額を差し 引いた額	0 円
第 2	上記以外の世帯	事業者等が提示した金額 から利用者負担額を差し 引いた額	300 円

備考 市民税とは申請日の前年（1 月から 5 月末までの申請については、前々年）の所得に
対するものをいう。

別表第 2（第 12 条関係）

利用者都合により日程が変更され、又は派遣が中止された場合の利用者負担額 (1 時間当たり)	
派遣日の前日の午後 5 時までに連絡があった場合	0 円
派遣日の前日の午後 5 時までに連絡がなかった場合	別表第 1 に掲げる階層区分に応 じて、それぞれ同表に定める利 用者負担額に相当する額

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

藤井寺市長 様

（機 関 名）

（代表者名）

（連 絡 先）

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施依頼書

このことについて、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、訪問支援個票を添えて依頼します。

訪 問 支 援 個 票

機関名（ ）
担当者氏名（ ）

対象家庭について

記入日（ 年 月 日）

住所：藤井寺市

電話：

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・所属	関係図

支援が必要となりやすい要素		該当	状況・判断・評価
こどもの状況	1 発育・発達		
	2 健康状態・身体症状		
	3 情緒の安定		
	4 問題行動		
	5 基本的な生活習慣		
	6 養育者との関係性等		
養育者の状況	1 健康状態		
	2 性格的傾向		
	3 日常的世話の傾向		
	4 養育能力		
	5 こどもへの思い・態度		
	6 問題認識・問題対処能力		
	7 DVの様子が伺える等		
養育環境	1 夫婦・家族関係		
	2 家族形態の変化		
	3 養育者との接触度		
	4 兄弟関係		
	5 居住状況		
	6 労働状況		
	7 経済状況・経済基盤		
	8 地域社会との関係等		
非変動環境	1 妊娠・分娩状況		
	2 児童の出生状況		
	3 養育者との分離歴		
	4 養育者の年齢等		
これまでの訪問結果		訪問機関（ ）	
他の社会資源やサポート		現在のサポート状況等	
総合的所見			
訪問支援への同意の有無 （ 有 ・ 無 ・ その他（ ） ）			

以下は記入しないで下さい。

※ 受付日	年 月 日	※ ケース検討会議開催日	年 月 日
-------	-------	--------------	-------

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

(申請者) 住所 〒583-

藤井寺市

氏名

電話番号

子育て世帯訪問支援員の派遣を申請します。

記

1. 派遣事業所

2. 支援内容

支 援 内 容	
【家事支援】 () 食事の世話(介助を除く。) () 住居の清掃(家具の移動、大規模な清掃等を除く。) () 身の回りの世話(介助を除く。) () 生活必需品等の買物 () その他特に市長が必要と認めた家事	【育児支援】 () 授乳・食事の世話 () おむつ交換・排せつの介助 () 衣服の着脱の介助 () 入浴(もく浴)の介助 () その他特に市長が必要と認めた育児

3. 備考

○住民情報及び課税情報に係る同意

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣申請のため、審査に必要な範囲で住民票情報、課税情報及び生活保護法の規定による被保護世帯情報について、閲覧することに同意いたします。

年 月 日

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

氏名 年 月 日生

※同意欄に記載いただくことで、添付書類を省略できることがあります。

○情報提供に係る同意

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣申請書に記載のある情報をこの事業を委託する事業者等に情報提供することを同意します。

年 月 日 申請者氏名

年 月 日生

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 ㊤

年 月 日付けの申請について審査した結果、派遣を決定しましたので、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

なお、支援内容は、次のとおりです。また、派遣を受けたときは、藤井寺市子育て世帯訪問支援が持参する藤井寺市子育て世帯訪問支援事業確認票に、支援内容の確認のため押印してください。

記

1. 利用者負担額 ☐有 (1時間あたり 円)
☐無

2. 派遣事業所 _____

3. 支援内容 最大 時間

支 援 内 容	
【家事支援】 () 食事の世話(介助を除く。) () 住居の清掃(家具の移動、大規模な清掃等を除く。) () 身の回りの世話(介助を除く。) () 生活必需品等の買物 () その他特に市長が必要と認めた家事	【育児支援】 () 授乳・食事の世話 () おむつ交換・排せつの介助 () 衣服の着脱の介助 () 入浴(もく浴)の介助 () その他特に市長が必要と認めた育児

4. 備考

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業派遣不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤井寺市長 ㊟

年 月 日付けの申請により審査した結果、下記の理由により派遣できませんので、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

理由

様式第6号（第7条関係）

訪 問 支 援 計 画 書

作成者名（ 年 月 日 ）

対象者氏名（ ） 住所（藤井寺市 ）

ケース検討会議結果	子育て世帯訪問支援事業の対象家庭と する / しない （理由： ）
-----------	--

	支援の必要な部分	何を行うか	誰が行うか	どのような方法で行うか	いつまでに行うか
子どもへの支援					
養育者への支援					
養育環境への支援					
訪問支援の期間及び頻度		年 月 日より	時間		

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施票

第 号
年 月 日

(受託者)

様

藤井寺市長 ㊟

年 月 日付けの申請により決定した支援内容を、藤井寺市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 利用者 住 所

氏 名

電話番号

2. 利用者負担額 ☐有 (1時間当たり 円)
☐無

3. 支援内容 最大 時間

支 援 内 容	
【家事支援】 () 食事の世話(介助を除く。) () 住居の清掃 (家具の移動、大規模な清掃等を除く。) () 身の回りの世話(介助を除く。) () 生活必需品等の買物 () その他特に市長が必要と認めた家事	【育児支援】 () 授乳・食事の世話 () おむつ交換・排せつの介助 () 衣服の着脱 () 入浴(もく浴)の介助 () その他特に市長が必要と認めた育児

4. 備考

年 月 日

藤井寺市長 様

印

藤井寺市子育て世帯訪問支援事業結果報告書

下記のとおり藤井寺市子育て世帯訪問支援事業委託業務についての結果を報告します。

記

利用者氏名	
利用年月	年 月
支援日数	() 日
総時間数	() 時間
支援の内容	(保護者の様子)
	(児童の様子)
	(家庭内の様子)

※ 利用者ごと、月ごとに作成し、藤井寺子育て世帯訪問支援事業派遣確認票及び請求書と併せて提出してください。